

系譜史料としての新出土墓誌

臨海出土墓誌群を材料として

森 田 憲 司

はじめに

筆者は近年、石刻の史料特性とは何なのかという問題を考えている。そして、後述するような石刻の史料特性を強く見出すことのできるものとして、墓誌と題名に注目し、他の典籍の形で残された史料とは異なる利用の可能性があることを、いくどか発言してきた。^{〔1〕}この文章では、これまでにも検討材料として提示している浙江省東部の臨海市（台州臨海県）出土の南宋墓誌群について、そこに見出される士大夫の家系を具体的に検討し、これまで述べてきた墓誌の史料特性の確認と、それによって明らかにできることを述べたいと考える。ただし、本稿においては、宋代の官僚家系について論じることよりも、墓誌、とくに特

定の地域から発見された墓誌群の史料価値の確認とその利用の可能性、さらには限界の検証に、重点を置く。そして、こうした検討は、今後も出現し続けるであろう新出墓誌史料の利用のための準備作業となると考えている。

一 『臨海墓誌集録』について

最初に、臨海、さらに南宋台州地域における墓誌群を採録する文献について、整理しておきたい。時代をさかのぼりながら述べていこう。まず、以下の文章で使用する墓誌の主たる来源は、近着の『臨海墓誌集録』（馬曙明、任林豪編 宗教文化出版社 二〇〇二）である。この本に収録された臨海市出土の「墓誌」のうち、五四件が宋代、それ

もすべて南宋のものである（本稿中における「墓誌」の語の用法については、六一頁で説明している）。じつは、これに先立つてもう一つこの地域の墓誌資料集が一九八八年に中国で刊行されている。台州地区文物管理委員会、台州地区文化局の編で内部発行された、『台州墓志集録』である。同書には、宋代の墓誌は四八件が収録されており（北宋は大観二年のもの一件のみ）、うち臨海のもの三四件である。共通して収録されているものについて、録文、法量・出土経緯などの表現が同文であることから考えて、同書が『臨海墓誌集録』のもととなっていると考えていいであろう。また、巻頭に八件（そのうち七件が宋代のもの、残り一つは明代）の拓影が掲載されており、『臨海墓誌集録』が表紙のデザインとして趙汝适の墓誌を用いている以外には拓影を載せていないのに比して、有用である（拓影のある墓誌については、後掲の表の「参照事項」の項に「拓影」と注記しておいた）。この書物は広島大学の岡元司氏がかなり以前に入手され、筆者も利用の便を与えられていたのであるが、これまで引用を控えていた。今回、『臨海墓誌集録』が公刊され、『台州墓志集録』に所収の臨海出土の墓誌は、すべて収録されていることが確認できたので、こ

の機会に紹介することとした。岡氏のご配慮に感謝したい。ついでながら、石刻史料、とくに墓誌の史料的魅力の一つは新出史料の出現であるが、この二書と比較すると、臨海では一五年間に南宋時代の墓誌史料が約二〇件も新たに知られるようになったことになる。²⁰

一方、清朝石刻学においては、黄瑞が編んだ『台州金石録』（嘉業堂叢書所収、石刻史料新編に影印）があり、一五の墓誌が収録されている。言うまでもなく、所収の墓誌は清朝末期までに出現したものであるから、『臨海墓誌集録』との重複はない。むしろ、同一家系にかかわる人物が両方に登場することが少なくなく、補充関係にある史料群である。さらにさかのぼると、より広い範囲を対象としたものとして、阮元の『兩浙金石志』があるが、所収の当該地域の墓誌は四件で、すべて『台州金石録』と重複している。

さて、これらの文献で見ることのできる南宋台州地域の墓誌について、今回の検討に関連する項目を整理した一覧表を作成した。まず『臨海墓誌集録』所収のものを採録し（連番1―）、『台州墓志集録』にも収録されるものについては、参照の項に「集録」と注記した。ついで、『台州金石録』所収のものを採録し（連番101―）、『兩浙金石志』所

収のものについては、参照の項に注記してある。こうした内容から、表のタイトルを「臨海出土墓誌所収墓誌一覽附台州金石録」とした。以下でこれらの墓誌について言及する場合、この表の連番によることとする。

二 墓誌の史料特性と臨海出土南宋墓誌の特徴

最初に、筆者の考える墓誌の史料特性について、筆者がこれまで述べてきた意見を整理し、再述しておきたい。この問題については、『臨海墓誌集録』所収資料から見た新出宋元墓誌の史料特性」(『一三、一四世紀東アジア史料通信』六 二〇〇六、以下前稿と略称)において述べているので、詳しくはそれを参照していただきたい。

問題は二つに分かれる。すなわち石刻史料全体の持つ特性と、墓誌の持つ特性である。石刻史料が一般的に持つ史料特性として筆者が常に挙げるのは、「同時間性」、「個別性」である。すなわち、石刻の多くが、個別の事象、たとえば、故人や神々への顕彰、建造物の修築などなど、を背景に作り出されたものであることは、ご存知のとおりであり、また、石に刻された内容は、原則としてはそれが刻

された時点で内容が固定されるから、何度もの編纂課程を経ていることが少なくない正史をはじめとする典籍史料とは、その内容と史料の成立とのタイムラグにおいて、大いに異なる。こうした要素をどのように活用するのかが、石刻史料の独自性を利用した研究ということになる。ただし、特定の時点での内容の固定は、系譜史料としては、利用の上での限界にもなりうることは後述する。

次に、墓誌にかかわる史料特性として、「存在の遍在性」などを挙げるができる、私は考えている。これが前稿の主題であるから、それを参照していただければいいのであるが、同誌は科学研究費のニューズレターという特殊な発行形態の雑誌なので、その後の考えや知見も含めて、すこし丁寧にも再述しよう。

「墓誌」の一般的イメージは、墓室内に置かれる被葬者の略歴を記した石刻(碑の場合もある)で、一般的には方形のもの一枚であり、蓋と呼ばれる誌名を記した石刻が重ねられている場合もある、というあたりであろう。ただし、今回取りあげる臨海の場合は必ずしもそうではないことは後述する。

当然墓中からの出土の形で我々の視野に出現するのであ

るが、それは必ずしも考古学的発掘の成果によるものではなく、工事や陥没など偶然の機会に出土することが多く、伝来も文物としてではなく石材として保存されているものが再発見される場合も少なくないことは、すでに前稿に掲載した「臨海出土墓誌所収墓誌一覧」の「発見状況」の項を見ていただければ、おわかりになるだろう（この論文

に掲載の表では割愛している）。発見の経緯が何であるにせよ、その出現は偶然の産物であることが、墓誌の特徴である。たとえ、考古学的発掘の結果であったとしても、その墓が発掘の対象に選ばれたのはほとんどの場合偶然であることに変わりはない。したがって、いわばランダムアクセスであるから、出現する墓誌は、ある地域において墓誌を残しえた人々の各階層に遍在するはずである。当然のことながら、現在見ることのできる宋元墓誌の数は、文集に残されたものの方が多いが、ある墓誌が文集に残されるか否かは、撰者あるいは編者による選択の結果であり、文集が後世に残されるかどうかもまた、時代の選択の結果であるから、遍在性は期待できない。さらに、以下で紹介するように、故人の遺族が撰者であるものが臨海墓誌群には多く、当然文集は残っていない。なお、「出現の偶然性」は

出土石刻一般についても当てはまる要素ではあるが、はじめは屋外に立てられていた石刻が何らかの事情で地中に埋まり、それが出土する場合と、はじめから埋蔵を目的としている墓誌とは、「遍在性」について事情を異にすると考ええる。

次に、臨海の墓誌群に話を転じる。まず、掲載した表の凡例を兼ねて、その特徴を紹介し、あわせて筆者の石刻史料著録についての考え方について述べたい。くりかえしになるが、対象は『臨海出土墓誌』（連番1―54）所収の宋代の人物の「墓誌」であり（実際には南宋のものしかない）、そこに、『台州金石録』（連番101―）所収のものを附載した。まず、「誌名」の項を見ていただきたい。筆者は石刻については、できる限り原石の表記に拠るべきであると考えており、今回も煩瑣ではあるが、原石に誌名がある場合はそれを転記し、被葬者の名前を（ ）内に注記した。題額や横題がある場合はそれを優先し、次いで冒頭の表記を用いた。原石にそうしたものがない場合は、『臨海出土墓誌』、『台州金石録』が付した名称を用い、*を付している。さて、ここで気がつくのは「墓誌」と称するものが必ずしも多くないことである。オリジナルの誌名で数えると、墓誌

臨海出土墓誌所収墓誌一覽附台州金石録

	誌名	作成年	祖父・父舅	本人・夫官品	子・主葬者	妻父・祖父	女適士	字数	志者	原本頁と参照事項
1	宋故淑人王氏(曹勳妻)之墓	紹興24/1154	不明	保信軍承宣使	成忠郎	不明		91	夫	2p. 宋史 22
2	葉崇礼墓志銘*	不明	不明	不明	不明	不明			夫	3p. 残石、宋史 378、集録 6p
3	王之望墓志	乾道7/1171	祖父: 贈位父: 進士、朝散郎	資政殿大学士開國伯	右從事郎他	なし		2419	子	4p. 宋史 372
4	王之望妾□氏墓志*	不明(欠)	(欠)	同上	朝奉郎	不明		255	子	9p. 残欠(撰傳源時摩滅)3で未仕の歿が朝奉郎
5	王奉世妻盧氏墓志*	紹定2/1229	不明	なし	なし	三代不仕		244	夫	10p. 集録 32p
6	有宋王君景任(鼎臣)墓志	開禧元/1259	祖父: 監樓店務父: 戸部郎中	なし	兄・朝奉大夫王丑夫	參知政事曾孫		286	兄	11p. 3の曾孫、集録 33p
7	宋故校尉余公(煥)墓志	慶元6/1200	三代不仕	校尉(買官?)	なし	なし		522	子	12p
8	宋故種人何氏(余煥妻)墓志	紹熙4/1193	不明	不明	なし	三代不仕		208	夫	14p
9	宋故安人宋氏(謝坦然妻)之墓	嘉泰2/1202	不明	承事郎	奉議郎	承節郎		63	なし	15p. 集録 11p 拓影
10	謝輝墓志*	嘉泰4/1204	三代不仕父: 試于郷不利	將仕郎(妣興の恩)	太学生、修進士業	なし	*	475	子	10p. 深甫の系統とは6代前に別れる
11	王玠暨妻范氏墓志*	嘉泰4/1204	なし	なし	なし	祖父: 大理寺丞父: 通城令	*	156	子	19p. 王象祖が叔父
12	王玠繼室張氏墓志*	嘉泰4/1204	なし	なし	なし	なし	*	320	子	19p. 11と同じ女婿が志者。こちらは進士の表示なし
13	宋故府君陳公(楨)墓志	開禧元/1205	三代不仕	なし	なし(業儒)	なし	*	408	子	20p
14	朱增曠墓志*	開禧2/1206	祖父: なし父: 忠州文學	なし(遊郷校)	なし	參議公會孫女	*	190	子	22p
15	朱增妻范氏墓志*	紹定2/1229	不明	なし	なし	曾祖: 大理寺丞祖父: 知松陽県父不仕	*	180	子	23p. 11のメイ
16	姜團曠墓志*	嘉定5/1212	祖父: 通議大夫父: 朝議大夫	文林郎(父郊祀恩)	なし	奉常		476	子	24p. 集録 13p

17	宋故府君(謝開)墓志	嘉定6/1213	三代不仕	不仕	業進士・待補国学	なし	*	550	子	26p, 集録 15p	
18	宋故進士応公(訥)墳記	嘉定6/1213	なし	なし(無成)	業儒	泰州助教	*	384	母党	29p, 塚額には進士だが、本文では「無成」19宏甫の子、集録 17p	
19	宋牟安人(応宏甫)繼妻) 墳志	嘉定以降	不明	泰州助教	不明		*		子	29p, 下半残、娘は 35 で、34 彪應の妻、集録 18p	
20	(佚名) 墳志*	庚寅	不明	不明	不明	不明				30p, 断片、集録 19p	
21	宋故監岳徐公(邦用)墓志	嘉定8/1215	祖父以前不仕 父:進士、果尉	監衛岳(恩)	なし	なし	*	336	子	31p, 集録 20p, 婿に応称	
22	有宋進士陳君(容)之墓	嘉定10/1217	父:進士(淳熙14), 奉議郎	待補国学	なし	祖父:秘書奉議	*	234	子	33p, 進士(家額)、集録 22p	
23	陳君卿(容)墓志銘	嘉定10/1217	奉議郎	待補国学	なし	祖父:校書郎	*	432	子	34p, こちらには進士の表現なし、集録 23p	
24	故陶廸士(驥) 墳志	嘉定13/1220	なし	廸士	なし	なし	*	192	子	36p	
25	陶驪妻包氏墳志*	端平元/1234	なし	文中に夫は進士	なし	廸士	*	280	子	37p	
26	宋故駐泊揚公(彦通) 墳志	嘉定14/1221	祖父:武経郎 父:成忠郎、戸部	駐駐泊	なし	不明	*	500	婿?	38p, 集録 24p	
27	妻) 墓志	嘉定11/1218	祖父:武経郎	なし	業儒	なし	*	210		40p, 集録 26p	
28	先妣羅人詹氏(陳銘妻) 墳記	嘉定2/1226	父:修撰少卿	駐幕府	なし	祖父:朝散郎	*	589	子	41p, 集録 27p	
29	宋故府君胡公(炳鑿) 孀人黃氏墳志	紹定3/1230?	三代不仕	なし	なし	従政の孫		494	子	43p	
30	趙汝适墳志*	宝慶4/1228?		宗室				756	子	45p, 集録 35p 拓影	
31	趙彦熙墳志*	端平元/1234		宗室			*	408	子	47p, 集録 35p	
32	宋故国太恭人陶氏(趙彦熙妻) 墓志	淳祐12/1232		宗室			*	330	子	48p, 集録 35p 拓影	
33	有宋夫人楊氏(趙汝頤妻) 墓志銘	?		宗室						49p, 下截右面欠	

34	宋故浦城大夫鹿公 (照)之墓	嘉熙元 / 1237	祖父：朝奉郎 父：朝散郎	奉議郎浦城知県	なし	なし	なし	なし	220	子	51p, 106 鹿昌運の子、集録 7p 拓影
35	宋忠氏(鹿鹿妻次次 財)墓	嘉熙元 / 1237	祖父：朝散郎 父：奉議郎	なし(不中)	なし	泉州助教	なし	396	子	52p, 19 忠氏之娘、集録 8p	
36	宋故臨海府府君(祖烈) 曠記	淳祐 9 / 1249	祖父：朝散郎 父：奉議郎	進士(慶元 2 / 1196) 従事郎	死亡	不明	祖父は仙居 祖尉?	336	子	54p, 34 鹿鹿の子、妻は「進士」 の女、集録 10p	
37	李灼然墓志*	淳祐 4 / 1244	不明	なし	不明	不明	不明	1927	弟	55p, 断片	
38	宋故羅人何氏(余峰妻) 曠志	淳祐 5 / 1245	なし	なし	なし(幼)	祖父は仙居 祖尉?	なし	220	夫	56p, 集録 38p	
39	宋故秘閣玉局宗卿董公 (亨復)墓志	淳祐 6 / 1246	贈官	進士(嘉定 7 / 1214) 朝奉大夫	稱任郎	なし	なし	760	子	57p	
40	宋故周(希祖)任孺人 曠志	淳祐 7 / 1247	祖父：迪功郎 父：なし	如士(家頭)	なし	なし	なし	621	子	59p, 集録 39p	
41	陳文広曠志*	淳祐 11 / 1251	不明	なし(辞恩)	なし	なし	なし	368	子	61p, 集録 41p	
42	宋故孺人呉氏(謝奕久 妻)曠記	宝祐 2 / 1254?	不明	不明	不明	上舎	なし	192	夫	62p, 理宗謝皇后の一族、集 録 42p	
43	韓母安人蔡氏(謝奕進 生母)墓志	宝祐 3 / 1255?	不明	保義郎度使	保義郎	不明	不明	240	子	63p, 理宗謝皇后の一族、集 録 43p	
44	謝渠伯重葬墓志*	庚辰 (1280?)	不明	不明	不明	不明	不明	252	族内	64p, 断片、理宗謝皇后の一 族、集録 44p	
45	宋故孺人穆氏(章種妻) 曠志	宝祐 2 / 1254	不明	不明	承信郎、習 進士業	三代不仕	不明	570	子	65p, 眞譚契臣趙崇儀、集録 45p	
46	宋肖岩居士先府君(楊 隨)曠志	宝祐 2 / 1254	なし	不仕	進士、承節 郎諸暨景尉	なし	なし	966	子	67p, 集録 49p	
47	有宋夫人何氏(張皓妻) 曠志	宝祐 4 / 1256	不明	なし	なし	不明	不明	160	夫	69p, 孫安通宗学進士趙必庚 70p, 志石多塊、下欠、集録 53p	
48	□尚綱妻李氏曠志*	景定 4 / 1263	不明	不明	不明	朝散大夫(李 庚)の孫	なし	2220	子	71p, 紹興知府、戸部侍郎、集 録 54p	
49	先君宮監戸部侍郎贈通 議大夫監堂卿公(雄飛) 歳月記	景定 5 / 1264	祖父：贈官 父：承務郎	進士(端平 2 / 1238) 通議大夫	国子進士、 稱任郎	なし	なし	475	子	75p, 51 如蘇の父	
50	宋故先君黃公(之奇) 曠記	咸淳 5 / 1269	曾祖父：承信郎 祖父：父不仕	なし	なし	成忠郎の孫	なし				

51	故先君黄公(如恭) 曠 志	至元 28/1291, 咸淳 8/1272 卒	不仕	なし	なし	なし	なし	580	子	77p.50 之奇の子
52	□董氏(李舜英妻) 墓 志	咸淳 7/1271	不明	なし	不明	不明	不明	323	夫	79p. 集録 60p
53	宋故府君章公(飛卿) 曠志	咸淳 8/1272	三代不仕	進士, 不明	なし	欠落	欠落	*	子	80p. 下截断失、集録 61p
54	□□□□□□□杜公(文 甫) 曠志	至元 29/1292?	父: 迪功郎?	進士? 奉議郎?	なし	不明	不明		子	81p. 残 1/3. 集録 62p
101	宋湖北監通副使陳公 (建善) 墓誌銘	淳熙 14/1187	祖父: 待制陳公 輔, 父: 迪功郎	朝奉大夫	修職郎, 將 仕郎	欠落	欠落	* 1960		台州金石録 7. 臨海
102	周夫人墓誌銘	慶元 5/1199	不明	文林郎	進士	迪功郎	迪功郎	* 900		台州金石録 7. 両浙金石志 10. 臨海, 謝深甫撰
103	金部郎更何墓誌銘*	淳熙 11/1184	三代不仕	進士(紹興 30/1160) 朝奉郎	從政郎	知宝応県	知宝応県	* 2886		台州金石録 8. 両浙金石志 10.34 鹿原の祖父
104	呂某殘志*									台州金石録 8. 臨海
105	宋迪功郎鄭公(余慶) 墓誌銘	開禧元/1206	三代不仕	迪功郎(改元恩)	承信郎	なし	なし	805		台州金石録 8. 太平
106	宋朝散郎知連州鹿公 (昌運) 墓誌銘	嘉定 8/1215	父: 朝奉郎	朝散郎	なし	なし	なし	1344	*	台州金石録 9. 両浙金石志 11.34 鹿原の父
107	宋故紹興府学教授通 直林君(仍) 墓誌銘	紹定元/1228	三代不仕	通直郎, 進士(嘉定 4/1211)	なし	なし	なし	1148		台州金石録 9. 仙居.109 林 窓の子
108	朝議大夫張采殘墓誌*									台州金石録 9. 臨海, 殘片
109	宋故 処士林君(叟) 墓 銘	嘉定 6/1213	三代不仕	処士	会稽郡文学	なし	なし	1353		台州金石録 9. 仙居.107 林 仍の父
110	宋故安人戴氏(楊嗣参 妻) 曠誌	端平元/1234	なし	朝奉郎, 通判潭州, 進士(嘉定元/1208)	なし	処士	処士	336	夫	台州金石録 9. 臨海, 女適翻 奕使・翻奕咨
111	宋永州通判王公朝奉 (控) 墓誌銘	嘉熙 3/1239	祖父: 進士(紹 興 8) 實政殿大 夫直秘閣	朝奉郎(恩)	文林郎	なし	なし	1890		台州金石録 9. 両浙金石志 11. 臨海.3 之望の孫, 船の 子
112	宋方府君(益) 曠誌	景定 2/1261	如士	なし	なし	なし	なし	558	族孫	台州金石録 11. 臨海
113	宋上蔡書院堂寶王君 (復) 墓誌銘	咸淳 6/1270	祖: 迪功郎, 父: 欠落	上舍迪功郎, 書院 堂寶	なし	不明	不明	900		台州金石録 11. 臨海
114	洪□□曠誌殘石*									台州金石録 11. 不明, 殘石

が一五、墳記(墳誌)が一七と、むしろ墳記の方が多く、また時代が下がるほど増えている。また、表では法量を省略したが、その形は縦に長く、篆額や横題などを有するなど、「碑」と呼ぶほうが適当ではないかと思われるものが少なくなく、先に書いたような墓誌の一般的な形態とは異なっている。その具体的な姿は、『台州墓志集録』に掲載されている拓影(たとえば34鹿愿墳誌)から知ることができる。ただし、文中に「納諸壙」(24、33ほか)、「以藏諸幽」(30、46ほか)のような表現があつて、これらの石刻は墓室中に納められたものであると考えられるので、墓誌と同じ機能を持つものであるとしたい。この種の石刻は珍しいものではなく、たとえば、『北京図書館所蔵中国歴代石刻拓本匯編』の南宋時代の巻に三件、元に三件、この種のものゝ収録されている。以下、本稿においては、こうした墓中に納められた石刻の総称として「墓誌」の語を用いることとする。なお、「墓誌銘」としないのは、「銘」を有しないものがほとんどであるためである。また、僧侶にとつての墓誌あるいは墓碑にあたるものとして、「塔銘」があるが、『臨海墓誌集録』には採られていないため、ここでは対象としていない。

次項の「制作年」は、この種のものでは、生没年を採録するのが一般的であろうが、よく知られているように、没年から埋葬年あるいは墓誌撰述の年との間にはかなりの時間が経過することが少なくなく、とくに夫婦墓などの場合、追葬や合葬などのために、没年と墓誌の制作年代との時間差が生じやすい。筆者としては、墓誌の内容の検討のためのデータとしては制作年の方が適切と考えるため、このようにした。

以下には、本稿と関係の深い家族関係の項目が並ぶ。「祖父・父舅」、「本人・夫官品」、「子・主葬者」、「妻父・祖父」の各項目を設け、それらの人物が在官の場合は、墓誌中の記事から最終のものと思われるものを記した。ただし、「恩」との関係や地位についての検討を主としたため、官品を優先した。また、墓誌の表記を尊重し(例 109 会稽郡文学は、紹興府学教授)、他の文献で在官の事実や別の地位が確認できる場合もこの項目には記入せず、必要な場合は「参照事項」の項に記入した。各項目の、「なし」は名ありて任官の記事なし、「不明」は名前なしを示し、また、文中に明言していない場合でも、「潜徳」、「隱徳」などの表現があつて、文意から官途についていないことが読み取れるも

のについても、「不仕」とした。なお、妻については夫を主体として記入している。つまり、父、祖父の項は夫のそれであり、妻自身の父・祖については「妻父・祖父」に記している。項目名に、舅や夫の文字を用いているのは、そのゆえである。また、家族関係の項目のうち、「子・主葬者」という項目設定には、説明が必要であろう。言うまでもなく、一般的には故人の男子が葬礼、埋葬を主催し、墓誌の作成にもかかわるわけであるが、男子がない場合、妻や兄弟、場合によっては親が主葬することになる。墓誌は故人のためのものであるとともに、あるいはそれ以上に葬る遺族のために書かれるものでもあるので、このような形で項目を設けた。男子以外の場合には関係を注記している。

本稿では、墓誌の主人公やその家の社会的な階層が関心の対象であるため、上記のような項目設定をしたのであるが、とくに科挙関係については、墓誌に関連する表現がある場合は、注記するようにした。「女適進士」の項目を設けたのは、以下にも述べるように、女子あるいは女孫が「進士」に嫁したことを述べる墓誌が、臨海墓誌群には多いため、検討の手がかりとするためである。

次の「字数」と「志者」の二項目も、臨海墓誌群の特徴

とかかわる。まず、墓誌の字数だが、ここでは、それぞれの典拠に記されている行数と行あたりの字数を掛け合わせた数字を用いたので、実際に刻されている文字数はそれより少なくなる。「臨海墓誌集録」の墓誌を『台州金石録』のものと比較した場合、まず目に付くのは、文字数の少なさである。その一因は、「壙志」の類が多いことにも由来する。『台州金石録』でも、目だつて字数の少ないのは、「宋故安人戴氏壙誌」(110、三三六字)と「宋方府君壙誌」(112、五五八字)で、いずれも「壙誌」である。これについては、例えば、「事叢力弱、未暇求銘於立言之君子、姑志歲月大概、刻石納諸壙」(16)、「宋祖(男子)等痛念潛德未得当代世鴻筆者為之狀、姑叙其大略而納諸幽」(17)、といった表現が見られるように、「壙志」の類はしかるべき文人に「墓誌」を依頼できないまま仮に墓中に入れる石刻で、墓誌あるいは墓誌銘よりは簡略な記述になっているという一応の説明が可能ではある。

ただし、これらの墓から墓誌が併出している例は皆無であるから(22・23の陳容のみ)、第三者、それも可能なら著名人に依頼することが必要な墓誌は敬遠されて、主葬者自身で書いたり、近縁の者に依頼すれば済む、「壙志」の

類が選択されたのではないだろうか。こうしたことの確認のため、「作志」の項を設け、被葬者と志の撰者との関係を書いた。一見すればわかるように、そのほとんどが近親者によるものである。

こうした選択がなされた理由の一つとしては、故人や遺族の社会的階層の反映の可能性を考えることができよう。事実、王之望（3、参知政事資政殿大学士）、董亨復（39、朝奉大夫直秘閣玉牒局宗正少卿）、鄭雄飛（49、通議大夫戸部侍郎）などの一部の者を除くと、『臨海墓誌集録』の被葬者の方が、『台州金石録』に比べて低い地位の者が多い。もともと、宗室の趙汝适（『諸蕃志』の撰者、朝議大夫で没）のような人物の墓誌でも、「崇纈（男子）等忍死襄人事、未及丐銘於立言君子、敢叙世系官遷歲月、書石以藏諸幽」（30）とあるように、この種の表現は、「曠志」における「決まり文句」となっていたという側面も考えられる。

以上が各項目の設定の理由とそこに見られる臨海墓誌群の特色であるが、それ以外にも、注目すべき点がある。まず、南宋五四件、元六件の「墓誌」が、『臨海墓誌集録』に載せられているが、この件数の持つ意味に触れておきたい。

これまで紹介されてきた宋代の墓誌の数は、唐代の墓誌が、氣賀澤保規編『新版唐代墓誌所在総合目録』（明治大学東洋史資料叢刊三二〇〇四）において、六八二八件が著録されているのに比して、充分な検証をおこなったわけではないが、それよりはるかに少ないことは、間違いないであろう。また、国家事業としておこなわれている『新中国出土墓誌』を見ても、北朝や隋唐のものに比して、宋元の墓誌の収録数は少ない。その理由が那邊にあるかについては、唐代石刻研究者からも問題として提起されているところであり、二〇〇六年八月に開かれた唐代史研究会・宋代史研究会合同研究会でも論議されたのであるが（高橋継男氏報告）、筆者には、墓誌やその出土の絶対数が唐代より減少したとは考えにくい。一つの理由としては中国の文物関係者の関心が宋代以降に薄いことも考えられるが、明清墓誌については、その公開されている数字が格段に伸びることを考えれば、他の可能性の検討も必要であろう。いずれにせよ、こうした宋元墓誌をめぐる状況の中で、一つの県についてこれだけの数の墓誌が録文された形で紹介されているのは貴重である。これが臨海県出土墓誌群の史的意義の一つであり、ここでその内容を取りあげようとする理由

なのである。

三 系譜の復元 鹿氏を中心に

表を手がかりに臨海の墓誌群についてももう少し丁寧に見てみよう。表全体で六九件（うち『臨海出土墓誌』五四件、以下カッコ内の数字は同様）のうちには、宗室若しくはその妻が四件（四件）、理宗謝皇后の外戚である謝氏関係が四件（三件）、破損して内容が読み取りにくいもの五件（三件）、などがあるほか、夫婦親子など同一家族の墓誌の出土が少なくないので、整理すると、三九（三一）の家族の墓誌があることになる。さらに、それらの家族が姻戚関係でつながる場合がかなりある。ここでは、新出墓誌群の利用についての具体的な検討の例として、鹿氏を中心とする家系を、臨海墓誌群を主たる材料として復元作業をおこなう、墓誌による官僚家系の復元作業とその限界、そこから得られるもの、について述べてみたい。

鹿氏とその姻族の応氏に直接かかわる墓誌は、次の八件である（世代順にならべた）。

鹿氏関係墓誌

金部郎鹿何墓誌銘（103）

朝散郎知連州鹿公（昌運）墓誌銘（106）

故浦城大夫鹿公（愿）之墓（34）

応氏（鹿愿妻応次昭）墓（35）

故臨海鹿府君（祖烈）墳記（36）

姻族応氏関係墓誌

牟安人（応宏甫継妻）墳志 応次昭の継母（19）

故進士応公（訥）墳記 応次昭の兄（18）

故監岳徐公（邦用）墓志 応宏甫の子応称の舅（21）

これらを材料に作成したのが、系図Ⅰ「鹿氏系図」である。網をかけているのが、墓誌を残した人物、□で囲んだのが官途についたことが確認できる人物、下線を引いたのが、「進士」と書かれた人物（「進士」の語については、七一頁参照、登第を確認した人物については任官したものである）として□でかこんでいる）である。女子は○で表記し、夫を□でかこんで下に付した。以下の系図でも同じ方式を用いる。また、応訥の墳記（18）の撰者である王応之は、文中に「母党」とあるので、応宏甫の前妻で応訥の生母王氏

の一族と考えられる。この王氏一族およびその姻族については、さらに多くの史料があるのだが、それらを鹿氏の系図中に書きこむことは技術的に困難であるので、王氏を中心として系図2を作成し、別掲することとした。そこで用いた墓誌は次のとおり。

朱増墳志(14)

王玠暨妻范氏墳志(11)

王玠繼室張氏墳志(12)

有宋進士陳君(容)之墓(22)

陳君卿(容)墓志銘(23) 王象祖撰

校書郎王公夷仲(衡)墓誌銘(葉適・水心先生文集卷

一八)

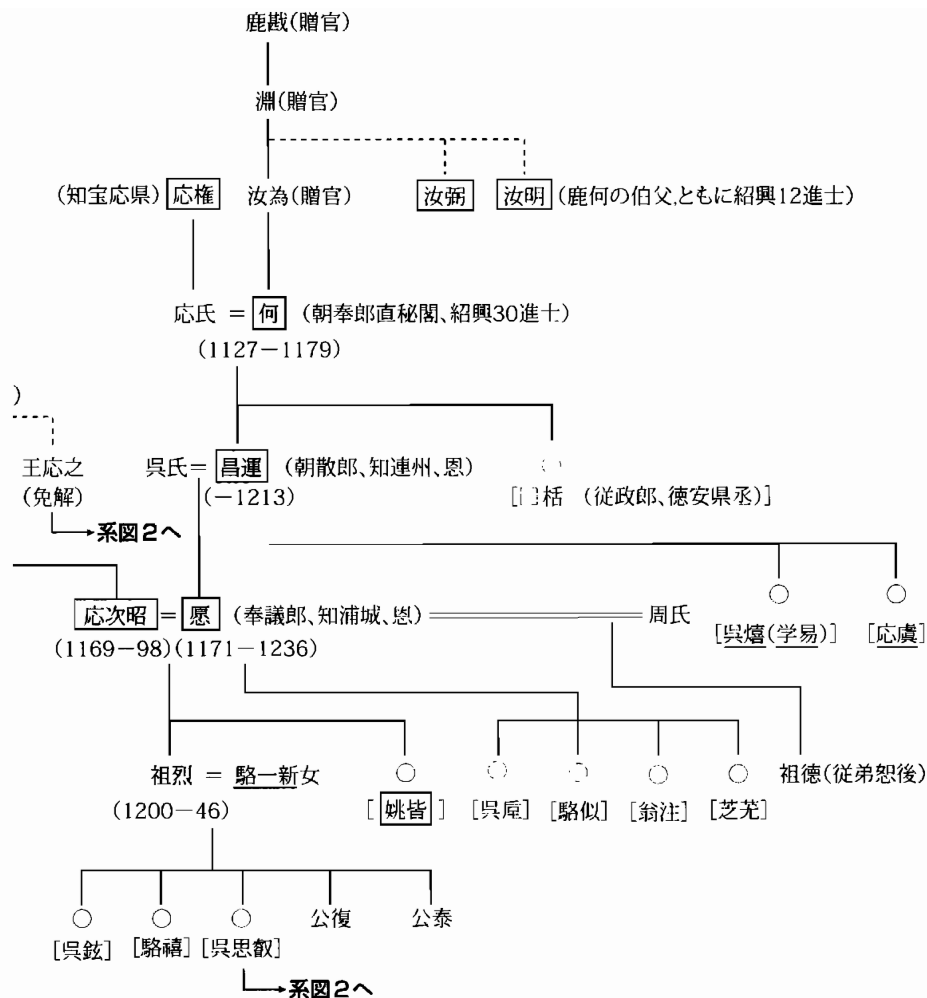
王(衡)太孺人唐氏墓誌銘(葉適・水心先生文集卷

二二)

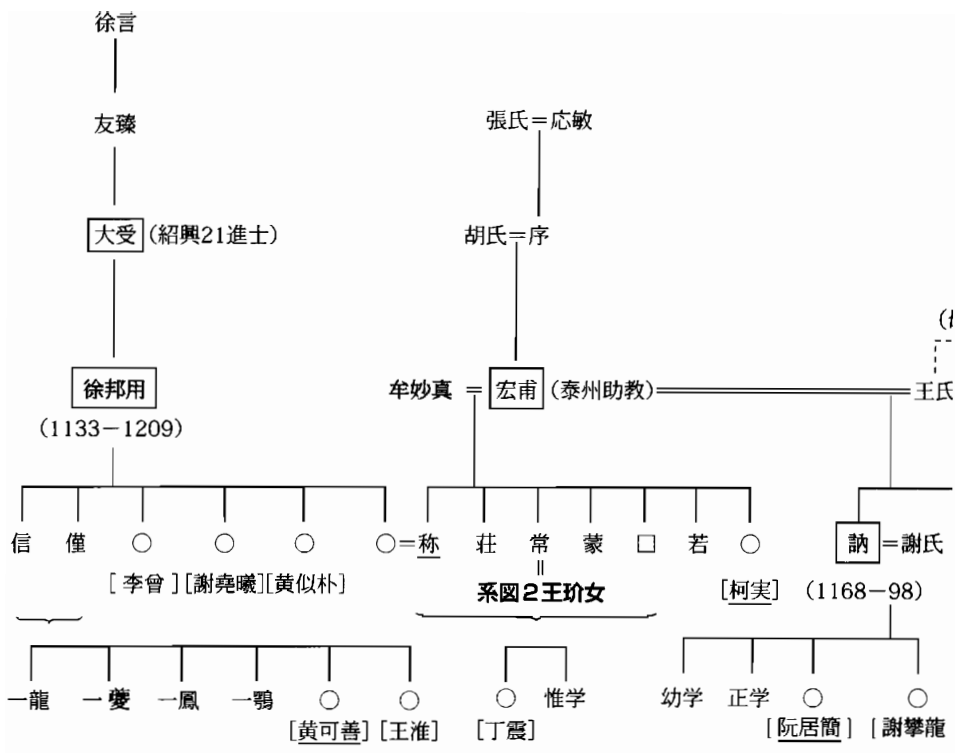
大田先生(王象祖)墓誌銘(呉子良・赤城集卷一六)

まず、鹿氏の代々について通観すると、鹿何が生まれたのが、建炎元年(一一二七)、まさに南宋王朝と時を同じくしての生誕である。年代のわかる最後が、鹿祖烈の葬

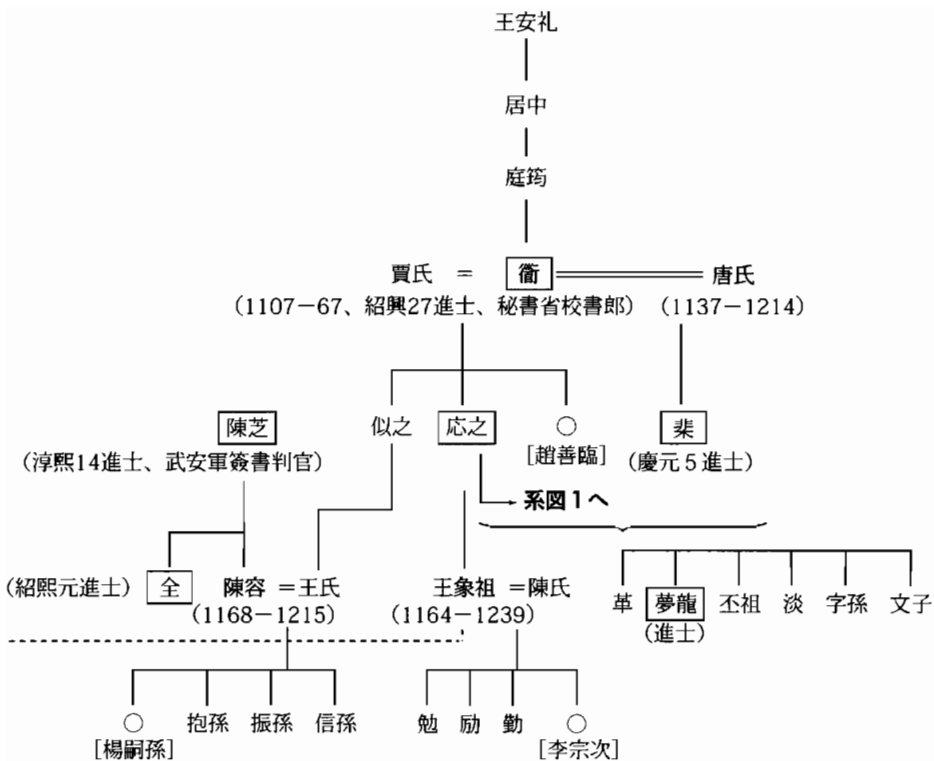
られた淳祐九年(一二四九)、南宋が滅びるまで三〇年を残すが、祖烈の子の世代を考えれば、ほぼ南宋一代にまたがって、鹿氏についての記録が残されていることになる。墓誌を残す人物としては、鹿何が紹興三〇年(一一六〇)に登第したのが最初であるが(鹿何の父、祖父については、墓誌には贈官しか記されていない)、彼の墓誌にもあるように、伯父の鹿汝弼、鹿汝明が兄弟揃って、紹興二二年(一一四二)に登第している。これが、臨海鹿氏の官僚の家としてのスタートであろう。鹿何は、金部郎官のとき、五二才で致仕し、官を朝奉郎直秘閣に進められるとともに、子の昌運に官を与えられた。昌運の墓誌には欠落が多いので、官歴を完全には追えないが、父の致仕の恩で任せられた温州司戸參軍からスタートして、牧民官を中心に官歴を重ね、朝散郎知連州(誌名に拠る)で終わったようだ。さて、次の鹿愿以降が新出墓誌によって知ることができる世代であるが、鹿愿は「父任を以て」官となり、松陽県尉、隆興府、紹興府の司理參軍を経て、浦城知県(建寧府)、官品では奉議郎を最後に、六六歳で死んでいる。牧民官を歴任しているとはいえ、官僚としてはお世辞にも華やかとは言えない。そして、愿の子の鹿祖烈は、墓誌に「為文務



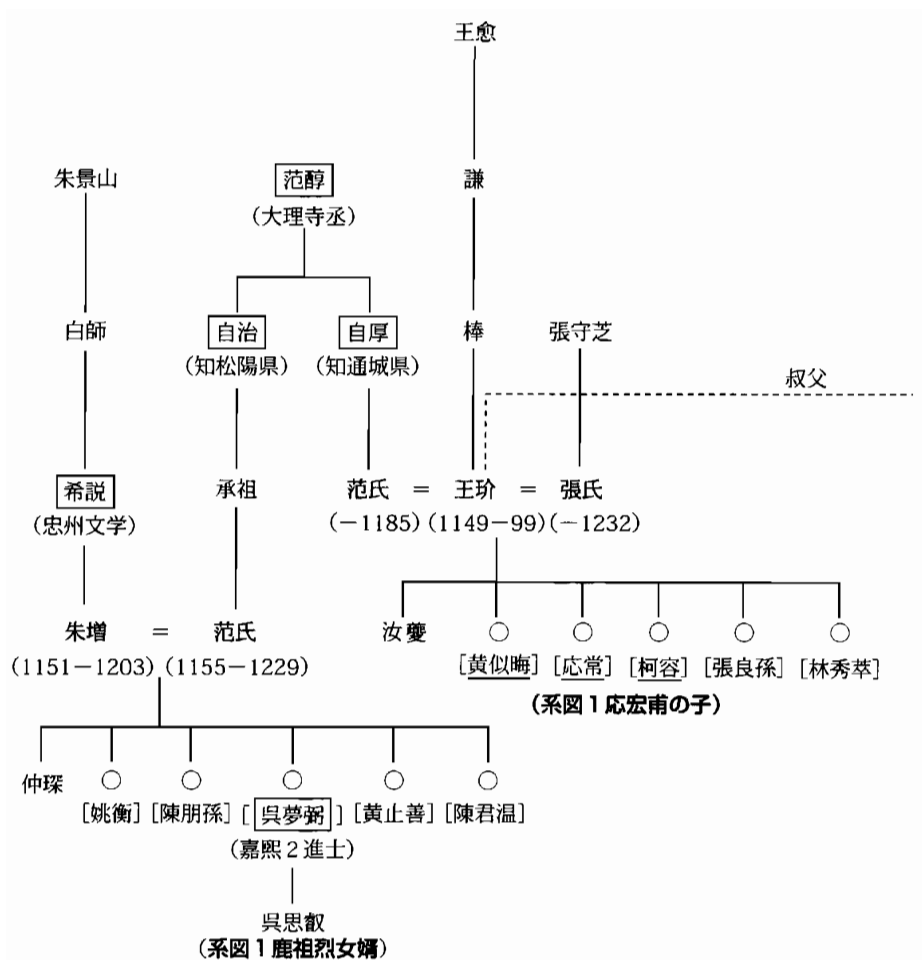
応氏系図



系圖1 鹿氏·



關係系圖



系圖2 王応之

平淡、尤長於詩賦、弗肯鏤刻、由是与时寡合、試輒不中、略無愠色」とあるから、科挙を受験はしたものの合格せず、また「恩」の対象となることもなかったようで、淳祐六年（一二五八）に五〇歳で死ぬまで官途についた痕跡はない。系図に登場する祖烈の世代の人物で任官の痕跡を残すのは、愿の女婿の姚皆が「迪功郎新監池州在城酒稅務」の肩書で祖烈の墓誌に填諱しているのみであり、次の世代になると、もはや名が祖烈の墓誌に見えるだけであり、臨海鹿氏は史上から姿を消す。

科挙の合格者の出現により家が興つても、以後の世代に継続していかなければ、「官僚の家」は維持できない。一代二代は、「恩」による任官もありうるが、その間に新たな合格者が出なければ姿を消していく。「恩」や「賞」と科挙登第が組みあわされることによって、家が継続していくことについては、『成都氏族譜』を材料として、筆者がかつて述べたところであるが、科挙の合格による家の興隆、「恩」による維持、それが続かなくなつて無官の家へ、というのが、鹿氏を中心とした系図で見出される、すなわち臨海出土墓誌群の多くで見出しうる、過程である。歴代登科や歴代出仕の家が対象である『成都氏族譜』の場合と異

なり、臨海の墓誌群に記録を残す家には、すでに官を出さなくなった家が少なくない点に特色がある。もちろん例外はある。例えば、系図2の王氏のうちの、王衛―王心之―王象祖―王秉と続く派が代々官員を出して、王秉が樓鑰（鄞県の人）、ついで黄度（新昌の人）といった著名人の女子を妻とし、王衛とその継妻唐氏の墓誌が南宋の代表的な思想家である葉適（温州の人）によって書かれているなど、臨海をこえた人的な拡がりを持っていることや、系図3の王之望の子孫達も高官を連続して出していることなどを挙げるができる。

こうした点を踏まえて、被葬者とその前後の世代の官界での地位を記した各項目を見ると、「なし」の表記が目につくことに気づく。『臨海墓誌集録』について見てみると、宗室、謝氏、残片を除き、さらに夫婦を一件として数えると、在官の有無の検討の対象は三六件となるが、「なし」以外の不明の場合や処士などの官途につかなかつた表現のものを含めれば、任官が確認できないものは二件となり、その六割をこえる。何らかの事情で任官を記さないものが含まれているとしても（妻の墓誌の撰者が夫である場合など）、かなりの割合である。さらに、本人の前後四代（祖父、

父、本人、子)にその範囲を拡げても在官の事実が確認できない家が一二件であり、四割に近い。こうした階層の墓誌が多く含まれるところに、『臨海墓誌集録』の、あるいは新出土墓誌の史料としての特性があると言えよう。こうした無官の人々や、恩によると思われる低い官品の人物についての記述にしばしば見出されるのは、当然のことながら科挙における失意である。墓誌の表現を引用すれば、「欲以文墨奮、勵志誦書、試於鄉不利」(10謝樺)、「不遂志於場屋、乃以命自処、母復為進取計、於是守田園以安分、時花木以賞心」(17謝開)などをその例に挙げることができよう。子や孫の代についての記述にも、「業儒」、「修進士業」などあつて、いまだ科挙の準備段階であり、官途に就いていない者が多い。もちろん、父や祖父の墓誌の時点の記述であるから、若年であつたゆえということもあろうが、他の文献でその名を確認できる者は皆無であり、そのほとんどは官を得ないままで終わつたであろう。

その一方で、すでに表の各項について述べた際にも書いたように、女兒が「進士」に嫁したことを言う事例の多いことが目立つ。言うまでもなく、そのほとんどは他の史料で登第の事実が確認できない。こうした「進士」の語はど

のような人物を指すのであろうか。この時期の台州の石刻に見える「進士」や「女適進士」については、すでに『台州金石録』が、巻四「寿聖禪院修造記」(宣和四年)において、「或當時功合業進士者、皆得称進士」と指摘しているほか、『臨海墓誌集録』に附録された、丁伋氏の「跋陳容壙志及墓誌銘」でも言及されている。今回の『臨海墓誌集録』所収の石刻には、より多くの「進士」、あるいは「女適進士」の例を見出すことができるばかりでなく、次のような例もある。まず、鹿愿の妻応次昭の弟、応訥の壙記(18)であるが、篆額では「宋故進士応公壙記」となっている。しかし、墓誌の本文には、「君率諸弟一意誦書、季弟登賢閔、君以筆硯久無成、意愜愜不自得、因逃於酒」とあるから、彼は進士登第はもとより、郷試にも合格していない。まさに、「業進士」の語があてはまる人物である。あるいは、「故陶処士壙志」(24)の被葬者陶驥は、誌名にもあるように、処士で任官していないが、妻の包氏の壙志(25)には、「迨婦先君進士陶驥」と書かれているのも、同様の例と言えよう。『台州金石録』の「科挙の準備中の者」という推測を、新出の墓誌によって確認することができたと見えよう。

また、「陳谷墓誌銘」(23)に、「有宋嘉泰元年、台之舉進士者逾七千」という一文がある。殿試のおこなわれたのが嘉泰二年(一二〇二)で、この年の台州の進士が、『嘉定赤城志』(卷三三・人物門・仕進)によれば、一人であったことを挙げるまでもなく、その数から見て、ここで言われている「進士」もまた、科擧の最終合格者に与えられる進士でないことは、明らかである。ただし、「擧進士」とあるから、たんなる受験勉強中の者でもない。嘉泰元年が殿試の前年ということで想起されるのは、郷試の合格者(郷貢進士)の数字ではないかという考えであるが、七千という数を見れば、それでもないことは言うまでもない。とすれば、この場合は受験者数と見るのが妥当であろう。なお、もしそうであれば、翌嘉泰二年の進士登第者数の二一名から計算すると、最終合格率は〇・二六%ということになる。宋代における科擧の受験者数と合格者数の比率については史料がほとんど無いことを考えると、貴重な数字であろう¹¹⁾。

鹿氏の系図を見たとき、もう一つ目がいくのは婚姻関係による横の広がりである。系図1においては、鹿氏、応氏、徐氏三氏のつながりを示したが、その他にもこの系図に見える人物で、鹿昌運の女婿呉燿、鹿愿の女婿呉厘、鹿祖烈

の女婿呉鉉は、火、土、金と続くから考えると、同族の代々である可能性が高く、両氏に密接な婚姻関係があったと推測できる¹²⁾。一方、系図2では、鹿愿の妻応次昭の同母弟応訥の墳記の撰者が、その母と同族の王応之であることはすでに述べたが、この王氏に繋がる婚姻関係の広がりを見ることができると。まず、王応之の弟の似之の娘が陳容(22)(23)に嫁しており、その一方で、応之の子象祖は王玠から叔父と呼ばれていて、玠の妻張氏の墓誌を書いたとある(12、ただし王象祖撰の墓誌は現存しない)。その王玠は、もう一人の妻の范氏を通して朱増(14)にもつながるほか、娘の嫁ぎ先に応常の名があり、応訥の異母弟である応常と同一人物である可能性が高い¹³⁾。

こうしてみると、文集所収のものを含めれば、一六の墓誌が何らかの形でつながり、七ないし八つの家(鹿、応、王、陳、徐、范、朱、「呉」)が直接間接に婚姻関係で結ばれている。狭い地域の中の士人階層であるから、相互に婚姻関係が濃厚に結ばれていることは不思議ではないが、宋代の士大夫官僚における婚姻関係については、これまでにも我が国の宋代史研究の歴史の中で蓄積があるものの、県レベルの地域社会における婚姻関係をここまで跡付けることが

できた例はあまりないのではないだろうか。これも新出墓誌の史料特性として挙げることできよう。

このように、新出土墓誌には独自の史料特性があることがわかるが、石刻史料の一般的な特性として、筆者がこれまでから挙げてきた「同時間性」が、ここでおこなってきたような官僚の家の検討の材料とするにあたっては、史料的限界としてはたらくことも、触れておかねばならない。これについては、王之望からはじまる王氏（前述の王氏とは別）の例を見てみたい。王之望（一一〇二—一一七〇）は、紹興八年（一一三八）の進士、参知政事にまでなつた人物で、父の綱が元符年間の進士であるから、北宋時代からの官僚の家であるが、之望はまず父の恩で任官し、監台州支塩倉に辟されたのをきつかけに台州に定居したという。台州の王氏としてはここからはじまる。彼の子孫たちの系譜を系図3として掲げたが、関連する墓誌その他の史料は次のとおり。

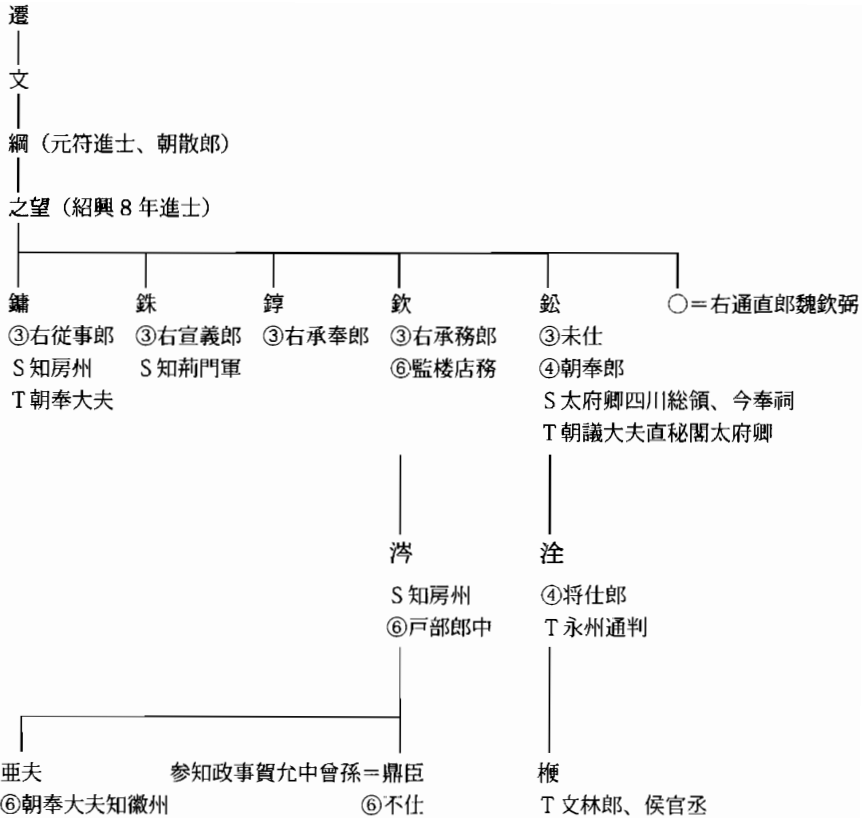
王之望墓誌（3、一一七一、③と表記）

王之望妾□壙誌（4、残石で年代不明、④と表記）

嘉定赤城志卷三四・人物門三・僑寓（一一三三、Sと表記）⁴⁾

永州通判王汝墓誌（11、一一三九、Tと表記）
王鼎臣墓誌（6、一一五九、⑥と表記）

さて、王氏の場合、このように、大部分の人物について、時期を異にする複数の史料が残されている。系図3ではそれぞれの人物の箇所記号を付して注記しているが、当然のことながら、それぞれの史料によつて得られる官界での地位についての情報は異なる。いちばん多くの記事が残る王鈇の場合、③では「未仕」であつたのが、④では朝奉郎として墓誌を撰文しており、Sでは太府卿四川総領を経て、その時点では祠禄の官に就いている。⁵⁾そして、おそらくすでに故人となつていたのであろうTで、「朝議大夫直秘閣太府卿」と表現されているのが、彼の最終の地位であろう。もしこれらの墓誌のうち③や④しか現存しなければ、我々はこの人物の官界での地位について大きな誤解をすることになる（現実には、彼の晩年の地位を伝える史料の一つは『嘉定赤城志』であるから、墓誌の出土と関係なく晩年の状況を知り得るのであるが）。同じようなことは、やはり『嘉定赤城志』に王之望の子として名の挙げられている、知房州の鏞が③では右從事郎、知荊門軍の銖が③では右宣義郎



[典拠] (年代順)

王之望墓誌 (3、1171、③と表記)

王之望妾口壙誌 (4、残石で年代不明、④と表記)

嘉定赤城志 (嘉定 16/1223) (Sと表記)

永州通判王洙墓誌 (111、1239、台州金石録巻 9、Tと表記)

王鼎臣墓誌 (6、1259、⑥と表記)

系図3 王之望系図

であることにもあてはまる。

このようなことは、別に取り立てて言う必要もない当たり前のことかもしれないが、石刻史料の持つ「同時間性」が、ここではマイナスに働いていることを確認しておきたい。

おわりに

上でも言及したように、私はかつて『成都氏族譜』という史料を紹介したことがある。今回取り上げた臨海墓誌群と同じ南宋の慶元年間に編まれたこの書物には、一二世紀を中心に、成都の「氏族」が四五とりあげられている。ここでは進士を輩出し「氏族」である家の存在と、その維持、形成過程について述べた。しかし、「名族志」なるがゆえの限界もあり、家の衰亡についての事例研究としては不十分であった。今回取りあげた臨海の墓誌群は、鹿氏の例に見られるように、進士を出していた家が、恩などによる出仕のみとなり、やがて同世代の中に官を有する者がいなくなる（個々の構成員は登第への努力を重ねているのだが）、こうしたプロセスを具体的にみる点が、家の「その後」を追跡できる史料群であると言える。婚

姻関係についても豊かな材料を提供してくれることを紹介した。

こうした作業がおこなえた背景には、『成都氏族譜』について取りあげてから三〇年の時間の経過がある。すなわち、本人を主題とする史料は当然として、それ以外の文献中に散見する記事を収集することが、伝記、系譜関係の検討が不可欠であるが、こうした検索には、当時は王徳毅他編『宋人伝記資料索引』しかツールがなかった。それに対し、本稿に掲載した系図は基本的に墓誌（文集所載のものを含む）のみを材料として作成してはいるが、四庫全書や四部叢刊のデータベースはいうまでもなく、宋元方志のテキストデータ（たとえば『嘉定赤城志』）など、さまざまなデジタルツールの存在が、墓誌中に登場する人物の確認に役立ってくれ、隔世の感があった¹⁶。とは言うものの、本稿では、墓誌という材料についても、また各種のツールについても、いまだ使いこなせていない。宋元石刻研究は緒についたばかりであり、デジタルツールも開発の途上で、新史料の情報が次々と入る。その意味では、最初にも述べたように、本稿は現段階でどこまでの作業が可能であるかのケーススタディということが言えよう。

本稿は、平成一八年度文部科学省科学研究費特定領域研究A「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」A01-02「中国科挙制度からみた寧波士人社会の形成と展開」（研究代表者近藤一成氏）の分担研究者としての成果の一部である。また、文中にも書いたように岡元司氏より提供いただいた『台州墓誌集録』を参照させていただいている。あらためて氏に謝意を表したい。

【註】

(1) 二〇〇六年のものとして、「史料としての出土墓誌 浙江省臨海県の場合」(第六回遼金西夏史研究会大会口頭発表)、『臨海墓誌集録』所収資料から見た新出宋元墓誌の史料特性」(『一三、一四世紀東アジア史料通信』六)、「石刻の史料特性と課題：元朝の題名の場合」(二〇〇六年末代史研究会・唐代史研究会合同夏口頭発表)、「『石刻』から二〇〇年」(『アジア遊学』九一)がある。

(2) 『臨海墓誌集録』、『台州墓志集録』ともに、録文は簡体字で表記されている。ここでは可能なかぎり常用漢字に戻して引用することとし、「干」と「於」は確認のすべがないので、「於」で表記した。また、「墓誌」と「墓志」は「墓

誌」に統一した。

(3) 『台州金石録』所収の墓誌のうち、「鹿何墓誌銘」(103)の撰者である樓鑰には『玫瑰集』があるが、この墓誌は収められていない。

(4) 54は元代に作られた墓誌であるが、対象は宋代の人物である。

(5) 3の「王之望墓誌」については、その誌名が「宋故資政殿大学士左太中大夫襄陽開國伯食邑八百戶食実封二百戶致仕贈左宣奉大夫王公墓志」とあまりに長いので、略称した。

(6) 『台州金石録』で無官のものは、「宋府君墳誌」(112)と、「故妣士林君墓銘」(109)の二つしかない。

(7) 『新中国出土墓誌』の集録数で見ると、陝西では、隋までが三二、唐が四六二、五代宋金が二一、元が一五、明が一九三、清以降が一七三、河南では、隋以前一四、唐一一七、五代宋金四七、元六、明二九八、清以降一八四となる。

(8) 『嘉定赤城志』卷三三・人物門の各登第年の項にもこの三人の名前がある。『嘉定赤城志』によれば、鹿汝弼は□部架閣、鹿汝明は金溪県尉で終わっている。また、この兄弟の後代については史料がなく不明。

(9) 『嘉定赤城志』卷三三・人物門には、慶元五年の特科に鹿開(原注 臨海人、字必先、終監南嶽廟)、紹熙元年の武科に鹿嘉孫、嘉定四年の武科に鹿伯虎(原注 臨海人、字文卿、嘉孫之弟)と、臨海鹿姓の人物が見えるが、系譜関

係は確認できない。

- (10) 『成都氏族譜』小考(『東洋史研究』三六一—三一九七七)

(11) 臨海一県の数として、七千はやはり多いのではないかと、う疑念は残り、拓影が掲載されていないので確認できないが、「七千」の箇所が、「七十」の誤読である可能性も考えられる。「七十」であれば、郷試合格者数の可能性が高くなる。石刻史料を有効に活用するためには拓影が不可欠であることが、ここでもわかる。ただし、丁氏も引くように『嘉定赤城志』巻二三版籍門一・学田には「吾州多土地也、試於有司者幾万、而人於学者不滿百」とあるから、修辭を考慮するとしてもそうずれてもいないのかもしれない。

- (12) 鹿何の女婿□栝も、名前に木の付くことから、呉氏のもう一代前である可能性がある。

(13) さらに、陳容の女子が嫁した楊嗣孫は、名前から考えて、「故安人戴氏擴誌」(110)の夫の楊嗣參(嘉定元年進士)と同族である可能性が高い。もしそうなら、楊嗣參と戴氏との間の女子二人が外戚の謝氏に嫁しており、婚姻関係はさらに拡がる。

(14) 王之望は、『宋史』巻三七二に立伝されているが、ここでは子孫への言及がある『嘉定赤城志』巻三四・人物門三・僞寓の記事を引いておく。

王之望、襄陽人、字瞻叔。紹興八年中第、隆興二年參知政事。終資政殿大学士。諡敏肅。紹興初、寓臨海。事見

国史。子鏞知房州、銖知荊門軍、鉉歷太府卿四川總領、今奉祠。孫潯歷金部郎官終知婺州。

(15) 四川在任中の王鉉は、あまり評判が良くなかったらしい。劉克莊『後村先生大全集』巻八三・玉牒初草・嘉定十二年四月辛卯には、「婦裝捆載舳艫蔽江」し、「奸險貪憚」と糾弾されたことが書かれている。『嘉定赤城志』で、「今奉祠」となっているのは、そのせいであろう。

(16) 多くの官僚を輩出した名門である王之望の子孫達については、文集所収のものをはじめとして各種の史料が残されており、官歴や婚姻関係の確認に有用である。前註の王鉉の話はその一端であるが、こうした史料の検出が、四庫全書をはじめとする、漢籍データベースの出現によって効率化したことは言うまでもない。王氏についてその一部を紹介しておく。

宋史卷一九四・兵志八

紹熙元年知常德府王銖言(下略)

吳郡志卷七・提点刑獄

王潯 朝奉郎新福建提刑改除、嘉定九年五月到任、九

月宮觀

咸淳臨安志卷五九・貢賦

淳祐六年(仁和県)令王垂夫(下略)

徐元杰・榘壑集卷六・応詔薦士狀

宣教郎新知臨安府臨安県王垂夫、生長名門、多識往行、才学器識卓爾不凡(下略)